

財団法人埼玉伝統工芸協会販売等事務手数料規程

（平成20年4月 1日
規程第 2号）

（目的）

第1条 この規程は、財団法人埼玉伝統工芸協会寄附行為第3条及び第4条に基づき、埼玉伝統工芸会館建物および敷地内において商品販売（消費税含む）等事務手数料に関して徴収する内容について定めるとともに、その収益を公益目的の使用範囲内とした自主財源の確保に資することを目的とする。

（販売の種類）

第2条 販売の種類は、次のとおりとする。

- （1）物産館受託販売
- （2）自主販売
- （3）出店による受諾販売

（物産館受託販売及び事務手数料）

第3条 物産館受託販売は、物産館における受託販売業務とし、取扱い商品及び事務手数料は次のとおりとする。

- （1）埼玉県指定の伝統的手工芸品及び協会関係産地組合取扱い商品
販売額の30%
- （2）埼玉県認定の優良県産品及びこれに準ずる商品
販売額の35%
食品関係 25%
- （3）埼玉県小川和紙工業協同組合・小川町和紙商業組合・小川製菓組合等町内関係組合の取扱い商品
販売額の20%
- （4）その他協会寄附行為の目的に定める商品
販売額の30%

（道の駅受託販売及び事務手数料）

第4条 道の駅受託販売は、指定管理者協定における受託販売業務とし、取扱い商品及び手数料は次のとおりとする。

食品関係 15%

2 契約の証として販売業務契約を締結する。

(自主販売及び事務手数料)

第5条 自主販売は、協会関係組合及び工芸作家等の商品及び作品を埼玉伝統工芸会館において販売するものとする。

(1) 会館が主催する特別展・ギャラリー展・企画実演・教室・貸部屋その他これに準ずる催事の商品及びチケット類

販売額の35%、ただし、販売員を配置する場合は15%

(2) 小川町、その他の官公庁及び非営利団体等の商品

販売額の15%以内

(出店等による受諾販売及び事務手数料)

第6条 出店等による受諾販売は、埼玉伝統工芸会館において申請又は契約締結に基づいた販売とする。

2 この規程の施行にあたっては、埼玉伝統工芸会館設置及び管理条例（平成2年小川町条例第14号）を適用する。

3 出店の種類は、次のとおりとする。

(1) 各種催事による販売

イ、既存の販売実績のある業者及び公益と認められる業者

ロ、販売額の15%

ハ、テント貸出料は、1坪あたり日額750円

ニ、敷地占有使用料は、1㎡あたり1日20円

(2) 自動販売機による販売

イ、2年ごとに設置業者を選定し、協会の最も有益と認められる業者

ロ、販売額の15%を下回らない範囲

ハ、敷地占有使用料は、1㎡あたり1日20円

ニ、使用電力等の料金はその実費額

(3) テナントによる販売

販売額の15%

(申請及び決定)

第7条 協会は、第2条に定める販売の申請があったときは、会館運営会議で審議し決定する。

2 協会は、前項の認否を出店者に通知しなければならない。

(販売等事務手数料及び徴収)

第8条 販売事務手数料は、原則として1か月を単位として翌月の10日までに販売報告書に現金を添えて納金しなければならない。

2 テント貸出料、敷地占有使用料及び使用電力等の料金の徴収は別に定める。

(販売義務)

第9条 販売にあたっては、食品衛生法等関係法令を遵守すること。

(減額及び免除)

第10条理事長は、次の各号の一に該当するときは、手数料を減額又は免除することができる。

(1) 小川町、官公庁及びこれに準ずる非営利団体等

(2) その他理事長が減額又は免除を適当と認めるとき

(委任)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、施行の日以前受理する申請から適用し、同日までに受理したものについては、なお従前の例による。

3 この規程の施行前にした行為に対する適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）



販 売 業 務 契 約 書

財団法人埼玉伝統工芸協会理事長〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、販売業務を受託し、乙は、これを委託するものとする。

（販売商品）

第2条 販売商品は、伝統的工芸品を原則とするが、甲が認めたものについてはこの限りではない。

（販売価格及び消費税）

第3条 販売価格は消費税を含めて乙の希望とするが、一般市価を参考に甲と協議して定める。

（事務手数料）

第4条 事務手数料は、財団法人埼玉伝統工芸協会販売等事務手数料規程第3条第1項の規定による。

（販売代金の支払）

第5条 甲の販売金額の支払は、毎月末締切り・翌月25日（金融機関が休業日の時は、その翌日）乙の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

（不足商品の取扱）

第6条 甲は、年1回棚卸しを行い、帳簿在庫高と実在庫高とで不足が生じた時は、甲が負担する。

（賠償等の責任）

第7条 販売商品に対する天変地異による損害については、甲乙均等に負担する。

（契約期間）

第8条 この契約期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(契約の解除)

第9条 販売業務契約は、甲乙協議のうえ解除することができる。

(その他)

第10条 本契約に関する事項で疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 埼玉県比企郡小川町大字小川1220番地
財団法人埼玉伝統工芸協会
理事長 ○○○○○

乙 埼玉県○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○ ○○○○○

様式第2号（第5条関係）

出 店 販 売 申 請 書

平成 年 月 日

財団法人埼玉伝統工芸協会

理事長 ○○○○○○ 様

住 所

氏名又は名称

TEL

○○○○○○○○○○は、貴協会（埼玉伝統工芸会館）における下記催事による販売に出店いたしたく申請します。

尚、出店にあたっては関係法令を遵守し、貴協会に対して一切ご迷惑をおかけいたしません。

記

1. 催事名 ○○○○○○○○○○○

2. 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

3. 販売商品（食品については品目を明記）

様式第3号（第7条関係）

販 売 報 告 書

平成 年 月 日

財団法人埼玉伝統工芸協会

理事長 ○○○○○ 様

住 所

氏名又は名称

TEL

○○○○○○○○○○は、貴協会（埼玉伝統工芸会館）における販売について、現金を添え下記のとおり報告します。

記

1. 催事名 ○○○○○○○○○○○

2. 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

3. 販売額 金 円

4. 手数料 金 円（販売額の15%）

金 円（販売額の30%）